

重要事項説明書Ⅱ

(令和6年11月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金（利用者負担説明）

（1）基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

◇その他型（Ⅳ型）

<4人部屋・2人部屋>		<個室>	
・要介護1	813円	・要介護1	738円
・要介護2	863円	・要介護2	784円
・要介護3	925円	・要介護3	848円
・要介護4	977円	・要介護4	901円
・要介護5	1031円	・要介護5	953円

◇基本型（Ⅰ型）

・要介護1	830円	・要介護1	753円
・要介護2	880円	・要介護2	801円
・要介護3	944円	・要介護3	864円
・要介護4	997円	・要介護4	918円
・要介護5	1052円	・要介護5	971円

* 入所時および退所時に送迎を行なった場合には、それぞれ184円加算されます。

（通常の送迎実施地域は、山口市（徳地・宮野・仁保を除く）・防府市です）

* なお、緊急時に所定の対応（医療行為）を行った場合、別途料金が加算されます。

- ② 個別リハビリテーション加算（個別にリハビリテーションを実施した場合）
240円（1日あたり）
- ③ 若年性認知症利用者受入加算（若年性認知症患者を受け入れた場合）
120円（1日あたり）
- ④ 療養食加算（病状に応じた療養食を提供した場合） 8円（1食あたり）
- ⑤ サービス提供体制強化加算（介護職員のキャリア等の状況が評価された場合に以下の料金が加算されます）
- I 介護福祉士が80%以上配置または
勤続10年以上介護福祉士35%以上配置 22円（1日あたり）
 - II 介護福祉士が60%以上配置 18円（1日あたり）
 - III 介護福祉士が50%以上配置または
常勤職員が75%以上配置または
勤続年数7年以上の職員を30%以上配置 6円（1日あたり）
- ⑥ 夜間職員配置加算 24円（1日あたり）
（夜間帯の職員配置状況が基準以上に配置され、評価対象となった場合）
- ⑦ 在宅復帰・在宅療養支援加算 51円（1日あたり）
（在宅復帰・在宅支援の取り組みが評価対象となった場合）
- ⑧ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200円（1日あたり）
（認知症状が悪化した在宅生活困難者を緊急で受け入れた場合）
- ⑨ 重度療養管理加算 120円（1日あたり）
（要介護4又は5の方で、所定の状態に対して処置を行った場合）
- ⑩ 緊急短期入所受入加算 90円（1日あたり）
（緊急で短期入所療養介護サービスを利用した場合に7日間まで。利用者の生活上の世話をを行う家族の疾病等、やむを得ない事情がある場合は14日まで。）
- ⑪ 総合医学管理加算 275円（1日あたり）
（治療管理を目的とし、居宅サービスにおいて計画的に行うこととなっていない処置やかかりつけ医への情報提供等を行った場合10日まで）
- ⑫ 口腔連携強化加算 50円（1回あたり）
（口腔の健康状態を評価し歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合）

- ⑬ 生産性向上体制推進加算(1月につき)
 介護現場における生産性の向上に資する取組んだ場合
 生産性向上体制推進加算 (I) 100円
 生産性向上体制推進加算 (II) 10円
- ⑭ 介護職員処遇改善加算 I ①～⑬の合計金額の7.5%に相当する金額
 介護職員の処遇改善(賃金改善や資質向上機会提供の改善等)の実施評価として
 ※令和6年6月から施行

*上記に記している料金は1割負担となっております。
 一定の所得以上の所得のある利用者の自己負担額は2割又は3割になります。

(2) その他の料金 I

① 食費 (食材料費及び調理費にかかる費用)

食費は、朝食：550円 昼食：780円 夕食：770円 です。

ただし、所得の状況により、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している食費の負担限度額とします。

② 滞在費 (療養室の利用費)

i) 4人部屋及び2人部屋の滞在費は、1日当たり 437円 です。

ただし、所得の状況により、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している滞在費の負担限度額とします。

ii) 個室の居住費は、1日当たり 1728円 です。

ただし、所得の状況により、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している滞在費の負担限度額とします。

*①②の所得の状況の対象者は以下の第1段階～第3段階の方です。

第1段階 (市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者)

第2段階 (市町村民税世帯非課税であって、年金収入額と合計所得金額の合計が、80万円以下の方)

第3段階① (市町村民税世帯非課税であって、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方)

第3段階② (市町村民税世帯非課税であって、年金収入額と合計所得金額の合計が120万超の方)

(3) その他の料金 II

① 石鹸代	1日当たり	30円
② 洗面タオル代	1枚当たり	10円
③ バスタオル代	1枚当たり	90円
④ 特別室料 (個室)	1日当たり	500円
⑤ タオル代	1枚当たり	40円

⑥	テレビ利用料	1日当たり	200円 (イヤホンをご持参ください)
⑦	貴重品管理料	1日当たり	10円
⑧	電気使用料 (1器具、1日当たり)		50円
⑨	洗濯代	1枚当たり	50円～実費
⑩	テレビ用イヤホン		実費
⑪	クラブ活動材料費/回		実費
⑫	特別な行事にかかわる費用/回		実費
⑬	健康管理費 (インフルエンザ等)		実費
※	理美容代		業者規定料金

(4) 支払い方法

- ・毎月12日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の27日までに指定の金融機関にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。(退所日に現金で一括精算する方法としても可能です)
尚、利用料金については、医療費控除対象となる項目がありますので、当施設発行の領収書でご確認の上、保管しておいてください。(領収書の再発行はいたしかねます)
- ・お支払い方法は、現金、金融機関口座自動引き落とし(但し、山口銀行・郵便局・山口中央農協に限らせていただきます)の2方法があります。利用申込み時にお選びください。
- ・尚、利用料金については、医療費控除対象となる項目がありますので、当施設発行の領収書でご確認の上、保管しておいてください。(領収書の再発行はいたしかねます)